

平成20年度資金管理業務に関する事業報告書(案)  
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

本財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成20年度資金管理業務に関する事業として実施した主要なものは以下のとおり。

1. リサイクル料金等の收受

平成17年1月1日の本格施行後販売される自動車については新車登録・検査時まで、制度本格施行時の既販車のうち、平成20年1月31日までに継続検査、中古新規登録・検査又は構造検査等変更検査を受けることなく使用済自動車となるものについては引取時に、自動車所有者からリサイクル料金等の收受を行った。

平成20年度は、新車登録・検査時預託471万台分(526億円)、引取時預託51万台分(27億円)のリサイクル料金が預託された。

(平成20年度預託実績台数については資料3-3も参照ください。)

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を安全かつ確実な方法により管理し、運用の基本方針、運用計画に基づいて管理・運用した。

平成20年度の新規運用額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む)は878億円であり、平成20年度末における保有債券残高は7,784億円となった。

(平成20年度新規運用額については資料4-1も参照ください。)

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)及び情報管理センター(本財団情報管理部)に、該当の自動車に係わるリサイクル料金の払渡しを行った。

平成20年度は、シュレッダーダスト353万台分(217億円)、エアバッグ類128万台分(25億円)、フロン類272万台分(57億円)、情報管理料金362万台分(7億円)であった。

(平成20年度払渡実績台数については資料3-3も参照ください。)

#### 4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車の所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金を返還した。

平成20年度は、144万台分(155億円)であった。

(平成20年度返還実績については資料3-3も参照ください。)

#### 5. 特定再資源化預託金等の出えん

経済産業・環境大臣の承認を受けて、指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)による離島対策等支援事業及び情報管理センター(本財団情報管理部)による情報管理業務に活用すべくそれぞれ0.7億円、2.4億円の出えんを行った。

(平成20年度実績については資料3-3も参照ください。)

#### 6. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の收受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、安定稼動のための万全な運営・管理を行った。

#### 7. 運輸支局等による検査・登録前の預託確認制度の終了への対応

運輸支局等による検査・登録前の預託確認制度が平成20年1月31日に終了したので、整備事業者や自動車所有者が預託申請業務を行うために運輸支局等内または近傍の団体に設置した専用端末の撤去を5月末までに完了した。

#### 8. 理解普及活動の実施

主に自動車所有者・ユーザーに対して、自動車のリサイクル状況・リサイクル料金の使われ方等の理解とともに、新たに提供した使用済み自動車処理状況検索機能等の周知のため、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などのマスメディアへの掲出、携帯電話用モバイルサイトの新設、電車内ビジョン・屋内外大型ビジョン・教習所内大型ビジョンによるCM、環境イベントへのブース出展等の活動を実施した。

以上